

《日銀貨幣研究会東日本部会報告—2000/12/8》

銀貨成立の前段階

慶應義塾大学文学部 中島圭一

はじめに

西日本における通用貨幣の変遷

高額取引の中心は永禄年間後半に米へ、次いで銀へ（浦長瀬 1985）→ この後、長い間、本格的な研究が行われず、浦長瀬論文に対する検証がなされなかった。
銀遣いそのものの成立（盛本 2000）

京都＝永禄年間に本格化、慶長年間には少額取引にも広がる
ただし銭・米も併用……銀に一元化されたわけではない

他に博多・堺などで銀遣いが浸透→対外貿易との関連

銭豊期 = 大名の高級絹織物需要の拡大（進物用・私用）などライフスタイルの変化
→国内経済規模及び輸入の拡大、金銀流通の増大

朝鮮侵略の影響：豊臣政権並びに大名たちによる銀大量投下
……名護屋でも朝鮮でも銀で支払い→商人たちが受容

信長の永禄 12 年撰銭令 (①)： 銀遣いは既に広がりつつある？
→銀貨の通用が確立する前の段階を探る
対象年代＝おおむね石見大森銀山発見（大永 6＝1526）～信長撰銭令（1569）
↳ いっ頃から銀が使用されるようになったのか

一 「言継卿記」にみる金銀贈答

16 世紀初期以来、贈答品として金が登場（実隆公記など）

→「貨幣」に先行する形態としての「贈答」……銀について実例を探索

前史：鎌倉時代までは引出物や布施として「南廷」が散見 (②)

中流貴族山科言継の日記：大永 7（1527）～天正 4（1576）

金銀による贈答の実例……永禄年間前半までは少ない

金が先行 (③④)： 駿河・越後・越前・美濃など東日本の人間より受領

贈答だけでなく、遠国よりの便利な送金手段として利用

初見 永禄 8 年 (1565 年) ← 銀は遅れる (⑤)： 西日本からの到来が少ないため？（但し銭の贈答はある）

問題点＝山科家の経済規模そのものが小さい：周辺での贈答はほとんど十疋単位

→家固有の問題か、当該期の京都全体の状況か
あるいは公家層 銭 100 文

二 「実隆公記」にみる金銀贈答 / 大永 7 (1527) 年か?

当代最高の文化人三条西実隆の日記：(天文 5 (1536) まで

経済規模は山科家よりかなり大きい、十疋程度の贈答も多い

金による贈答が頻出 (⑥)： ほとんどは京都以東より到来

戦国期の公卿・文化人、和漢の学の最高峰として衆望を集めた。

連歌師等を通じて銭に交換→価値が目減りがしばしば発生 (⑥ b g j l r ⑦ b)

金を吸収する市場の存在……相場変動も既に認識されている (⑥ w)

但しアクセスできるのは限られた人間 (⑥ a) → 一般には開かれていない

金はまだ貨幣ではない? (⑥ l)

銀による贈答はほとんど見えない (⑦) ← 西日本からの到来が少ない?

問題点 = 西日本からの銭による贈答の実例は散見、大内義隆も金を贈る (⑥ s) 同防国・長門国も治めた戦国期の名

朝鮮には、大森銀山発見の2年後に早くも日本銀が流入 (村井 1997)



京都に銀が向かわない状況とは対照的

三 京都における銀使用の始期

西国大名 = 贈る側の史料に、京都への金銀贈答例を探索……毛利・吉川・小早川家文書

永禄年間前半まで： 大内義隆と同様、京都へは金を贈る (⑧ a)

近国とは銀をやり取り (⑧ b)

永禄年間後半から： 銀の贈答が出現、信長上洛後には定着 (⑧ c ~)

逆に金の贈答は消滅

永禄年間後半以降の京都における金銀の位置……再び「言継卿記」から

金使用の行方： 東国からの到来とその配分に限られていく (③ e ~ h)

銀使用の拡大： 金と並ぶ隔地間送金手段に? (④ a)

貨幣的使用の開始 (⑤ c ~) → 通用貨幣の1つとして地位を確立

→ 京都は銀遣い圏に

なぜ銀は長らく京都に向かわなかったか … 永禄年間前半までは金が用いられていた

いち早く朝鮮半島に現れている事実 → 海外への吸引力が強かった?

なぜ永禄年間後半になって京都に向かうようになったか

政治情勢 - 信長上洛との関連? …… 年代的前後関係が微妙

産銀量の飛躍的増大で京都に流出する余裕が生まれた?

対外貿易の銀吸引力が弱まった? …… 例えば明の密貿易取締りとの関連 (黒田 1998)

盛本説とどのように切り結ぶことになるか

↳ 絹織物や生糸の輸入が拡大し、決済手段としての銀の流通量の増加が要請され、市場への銀の放出が促進された → 国内貨幣として定着

おわりに

永禄年間後半： 銭についても「悪銭」「悪物」の問題が「言継卿記」等に頻出 (④ b)

貨幣のあり方の全体的な転換点 — 天文11 (1541) 年

→ 新たな撰銭令の発令 (幕府撰銭令は天文年間を最後に途絶)

三好三人衆の永禄9年 (1566) 令

内容・形式とも幕府法の影響残存…… 銭以外の貨幣を視野に入れていない

織田信長の永禄12年 (1569) 令 (①)

幕府法の定型からはかなり離れる ← 貨幣システムの変容

↳ 新しい時代に応じた貨幣政策を打ち出さざるを得なかった

①「増訂織田信長文書の研究」

金銀の位置付けが小さか、た様子かお恥える

a 一五二号 永禄十二年(一五六九) 三月一日摂津天王寺宛撰銭令

一、段銭・地子銭・公事銭并金銀・唐物・絹布・質物・五穀以下、此外諸商売如有来、時の相場をもて定の代とりかはすへし、

b 一五三号 同年三月十六日上京宛撰銭令

精撰追加条々

上京

一、以八木壳買停止之事、

一、糸・薬十斤之上、段子十端之上、茶碗之具百の上、以金銀可為商買、但金銀無之ハ、定之善銭たるへし、余之唐物准之、此外ハ万事定之代物たるへし、然而互有隱密、以金銀壳買有之ハ、可為重科、付、金子、拾兩之代拾五貫文、銀子、拾兩之代貳貫文たるへし、

一、祠堂銭、或質物銭、諸商買物并借錢方、法度之代物を以て可為返弁、但金銀於借用ハ、以金銀可返弁、付、金銀無之ハ、定善代物たるへき事、

一、見世棚之物、銭定に依而、少も執入輩あらハ、分國中末代商買停止たるへし、付、諸商買に依て、金銀兩目皆停止、并壳手、かたより金額を不可好之事、

一、大小に不寄、荷物・諸商売之物、背法度族有之ハ、為役人申届可相究、若不能信用ハ、荷物悉役人可被没之事、

一、科銭之儀、一銭より百銭ニ至らハ百疋たるへし、百疋之上にいたらハ、千疋たるへし、其外准之事、

一、銭定違犯之輩あらハ、其一町切に可為成敗、其段不相届ハ、残惣町一味同心に可申付、猶其上ニ至ても手余之族にをいてハ、可令注進、同背法度族於告知ハ、為褒美要脚伍百疋可充行之事、

永禄十二年三月十六日

彈正忠(朱印)

②「百妻鏡」

a 建長八年(一二五六) 八月二十三日条

將軍家(惟康) 入御于新奥州(北条政村) 常葉第、(中略) 三献之後渡御泉屋、以金銀以下作屋形船(金五十兩・南廷三・色色紺絹三十・帷三十・墨二・錦一端・吳綾一端・紫扇五十本等也) 被置此所、(中略) 及晚被奉御引出物、刑部少輔(名越) 教時持参御劍(竹作)、金五十兩(置敷折銀) 陸奥七郎(普音寺) 業時役之、南廷五(置銀折敷) 足利三郎利氏持参之、

おまじく御家人とみられる

b 文永二年(一二六五) 六月三日条

故秋田城介義景十三年之仏事也、於無量寿院自朔日至今日、或十種供養、或一切経供養也、而今迎正日、供養多宝塔一基、導師若宮別当僧正隆弁、布施被物十重・太刀一・南廷五・砂金卅兩・銭百貫文、

銀の贈答がこの頃から行われていたことがわかる

③「言繼卿記」

a 天文十三年(一五四四) 十二月十四日条

今朝聖門(聖護院門跡道増) へ為武家黄金(五兩) 御太刀被進云々、

b 弘治三年(一五五七)三月二十九日条(言繼駿河下向中)↓言繼が駿河より戻る途中にもち、たもの
次甘利佐渡守為使、自大方黄金二両・鳥つむき三端・紙一束(中略)等被送之、

c 永禄二年(一五五九)十一月二十一日条

御即位御服惣用之内黄金今日沽却、十七貫五百之分十六貫計二遣之、残式貫五百文從興禪
寺請取之、

d 永禄九年(一五六六)十一月十六日条

(禁裏に)自越後国黄金・布・綿等進上云々、

e 永禄十二年(一五六九)八月十四日条(言繼美濃下向中)

未下刻自(武井)夕庵、信長へ早々暇乞に可罷出、烏丸父子、又飛鳥井黄門(雅教)礼に
被行之間、可同道之由有之(中略)烏一(烏丸光康) 宫笥太刀(金作)・馬代(金十両)、
同弁(烏丸光宣) 金十両・居唐金鉢被出之、

信長上洛後
(一五六八年)

f 元龟二年(一五七二)四月十七日条

誓願寺之西堂(玄易)・頓惠・長順等被来、錫被携一盞有之、(香衣着用を許す綸旨の)御
礼共之代黄金にて被渡之、但禁裏へ盆香合之代四貫文代にて進之、万里小路(輔房)へ被
申養国寺之御礼共、各へ予直可進之由被申之(中略)又長橋へ、自両方御礼奏者之物迄二
貫四百文之分に黄金三分一朱渡之、万里黄門へ一分三朱渡之、勸修寺弁(晴豊)へ三分二
朱等渡之、予に一分三朱等請取之、

g 天正四年(一五七六)六月十二日条

次大典侍殿へ参、一盞有之、御賦之金銀、御乳人達以下配分有之、昨日村井長門守(貞勝)
勸修寺入道(尹豊)へ持向、関東之佐野(宗綱?)但馬守申請、先日従右大将(織田信長)
被執奏、勸許之御礼黄金五枚進上云々、同伝奏四人衆へ半枚宛、三条按察大納言(三条西
実枝)同半枚云々、村井二一枚出之云々、

h 同年七月五日条

一 昨日予令猶子三宝寺、権僧正御免為礼金子六十疋代送之、

④『言繼卿記』永禄十一年(一五六八)

a 二月十二日条 ↓ 足利将軍 足利義昭の頃、義昭の子 足利義昭の元服の儀を執り行いたいのを、指導を被りた。

山形右衛門大夫所へ罷向、諏方神右兵衛尉(俊郷、足利義昭密使)に對顔、条々示合之、
一 盞有之、御内書以下御返事共・手日記等渡之(中略)手日記如此、

一、用意之物二千疋(金銀之間敷) 用意するのは金でも銀でも可

一、自然之儀於有之者、妻子可召下事、

一、地行分名字地四ヶ所、其外敷地等御墨付之事、

一、自坂本自一条路次之調、香取(坂本の間屋)に可被仰付事、

一、召具之者七八人又者十余人歟之事、

言の程が京都から越前に赴くのに必要な錢貨を、越前では調達することができない

b 三月二十四日条所収諏方俊郷書状（三月十九日付）

先度御返事之趣、国（越前）江申渡之处、御下向料之儀、京都被用候代物、此方にて不
相調之由、從国被申候、然者御下国之儀者成申間敷候、我等被如在候、二条殿（晴良）
御儀者御下向候、然者公家御元服候条、御四品被相調、御装束無御油断被仰付御調進可
然存候、御装束之代物・御四品之御礼御馬御太刀、香取相調可申候、

c 同二十七日条

自坂本香取所八木新右衛門来、対面、御装束之手付に黄金二両且渡之、則小川与七郎（宗
久、内藏寮織手）召寄渡之、二貫四百文之分也、勸一盞返之、

d 四月五日条

早々香取右衛門尉黄金廿両持来、小川与七郎召寄令請取之、先度之迄十三兩一分請取之、
然者残五十文臆可渡之由申候了、餅（入豆腐）にて酒勸了、但下戸也、請取右衛門尉に
調遣之、

御装束料十五貫九百文之代黄金十三兩一分、其外要脚五百文、総以上十六貫四百文、
所請取申如件、

永禄十一年四月五日

（山科内大沢右兵衛大夫）重延判

香取土佐守殿

同返事調遣之、御下行遅々間不出来、九日十日兩日之間可相渡之由返答了、
小川与七郎去月廿七日之二兩之金持来、只今八貫五百四文之分に金七兩二朱渡之、薄細
工に御檜扇置物之代五十疋、御冠二頭二貫文之代に金一兩半（一貫八百）遣之、蘿織料
七十疋、与七郎方へ自此方遣之、

⑤「言継御記」

a 永禄八年（一五六五）四月二十日条

豊州之くたみ（朽網宗業）礼に來云々、連歌師紹巴同道云々、糸（しらか）二斤送之、
倉部（山科言経）に沈一包（三兩）遣之、

周防国祇園大宮司兵部少輔時重朝臣書状到、銀二一分送之、息右兵衛少志貞次参宮云々
持来、

b 永禄十年（一五六七）四月二十日条

防州山口祇園大宮司子右兵衛尉、参宮之次来、父時重朝臣書状・銀子一文目送之、

c 元龜二年（一五七二）八月十三日条

自通玄寺殿銀子一文七分賜之、保童円可調之由也、則葉屋へ遣、葉種召寄了、

d 同年十月二十九日条

葉の代金

自通玄寺殿御乳人銀子二分一朱被送之、保童円御所望、千五百粒進之云々、

銀が貨幣のように扱われている

e 同年十二月三日条（言継美濃下向支度中）

自路物之料銀一兩請取之、

f 天正四年（一五七六）五月十一日条

小野三介弁天之代之事申來之間、上臈御局へ参申合、銀子にて被渡之了、

g 同年八月十二日条

左督(山科言経)笙一管感得、土蔵園所持之、銀子八文目五分云々、則(辻)近朝簧(した)立之、尤可然器、神妙々々、

h 同十四日条

近朝二新笙舌之代銀子七文目五分余、又鳥目三十疋遣之、

i 同年十二月九日条

長橋局へ参、御直衣御服明後日可出来之由申間、御惣用可被相渡之由申之、銀子先日七十七文目被渡之、残式百五十八文目被相渡了(四十七キレ有之)、

j 同十日条

小川善大夫(宗久)所へ御服之代銀子四十七切百五十三文め、ほた持遣之、

⑥「実隆公配」

a 大永七年(一五二七)二月一日条 自口(東)福寺黄金持送之、

同二日条 黄金遣神余隼人(実綱)許、

同三日条 黄金式兩六百疋請取之、四貫三百廿遣東福寺、事落居了、

b 同年八月三日条

東金一兩沽却、一朱不足云々、仍式貫九百四文云々(当時代三貫百也)

c 大永八年六月記紙背 木村藤二郎宛周口(桂?)書状

仍金の事尋申へハ、先見候はんよし申仁候、卅一の分にて候ハ、可申合候、此者二可被下候、
一兩三貫(百)おれば先買かきまくいくたろう

d 大永七年十二月二十八日条

宗長書状、今川五郎(氏輝)黄金三兩送之、所相伝也、去二日立国、一昨日帰宅云々、

(中略)抑黄金一兩則遣周桂、先日兩度四百疋借用、其内且返弁之由遣了、

e 大永八年(一五二八)正月十七日条 周桂(運歌師)には黄金を渡して換金してもちよう

黄金一兩(駿河三内)与東向(実隆室勸修寺氏)、故儀同(勸修寺教秀)卅三回作善可被當之由命之、

f 同年六月十三日条 東向金一兩沽却(三百疋云々)、見昭方下行、

同十四日条 予黄金一兩沽却、三貫百五十也、周桂秘計也、

同十五日条 見昭房百疋(金代)被送之、

g 享禄元年(一五二八)九月二日条

黄金五兩(先年(大永六年)(猪苗代)兼純所献)遣周桂許、其目輕、四兩一分毫朱在之云々、代十三貫三百六十八文云々、此内四百疋三百六十八文宗桂持来、残九百疋預置也、

h 同年九月二十四日条

連歌師 葉雪持清三位(清原宣賢)折帯来、関東小山右京太夫藤原政長連歌付句合点之事、予惣而停止之由再往雖示之、数反問口(答)以誓文堅懇望、黄金一兩自懷中取出之、是非共先兩卷預置之由頻被命、先留置之、迷惑事也、

i 享祿二年（一五二九）正月七日条 越前

（大宮）伊治宿禰自越前今朝上洛云々、朝倉右衛門大夫（孝景）書状返事持来、千疋相贈之由也、不慮之芳志也、金三両二朱送之也（千疋代云々）、〔同年十一月二十七日条に黄金三両二分、享祿三年十一月十九日条に千疋代黄金三両一分、天文元年十一月二十二日に千疋代黄金（量目不明）を送る記事あり〕

j 同十四日条 自能州宗碩書状到来、黄金二切（五十貫代、十六両二朱々半）到来、

同二十六日条 黄金物皆済（四十九貫四百五文）、多少目減りしている

k 同年六月三日条

駿河状到来、金一両前内府禅門（正親町三条実望）被惠之、〔同年七月十六日条にも黄金二両を送る記事あり〕

l 同七日条

慈広院之黄金三貫百五十売却了（薄打取之、目少輕之間如此、三貫式百之分也）、
金貯蓄を作る職人ハ原料としての金を必要とする

m 同十九日条

常庵（龍崇）来臨、最勝院自駿州四月十日書状到来、黄金三両送之、不慮事也、自歌二百首為歌合判事所望、常庵色紙十枚所望、〔同年十二月二十二日条にも黄金三両を送る記事あり〕

n 同年八月晦日条

晴雲寺黄金一両・鳥子百枚被送（中略）十首和歌合点事・同題等所望也、

o 享祿三年（一五三〇）九月記表紙見返し

三両朱中／三貫時九貫九十二文、廿九時八貫七百九十

p 同年十二月二十七日条 永元寺有状、黄金半両在書札之中、〔享祿四年八月二日条に黄金一両、享祿五年五月十四日条に黄金一両、天文元年十二月十五日条に黄金一両を送る記事あり〕

q 享祿四年（一五三一）三月二十八日条

宗長有状、黄金二両送之、桐壺卷新写之事申之、〔同年閏五月十八日条に黄金一両、享祿五年二月二十八日条に黄金半両を送る記事あり〕

r 同年八月六日条 宗善来、昨日遣黄金一両、可主付之由申之也、

s 享祿五年（一五三二）二月二十五日条
十一日条 黄金代宗善持進之、貳貫六百廿二云々、二分輕之由申之、仍減少員數云々、

宗牧来、大内（義隆）黄金十両（一枚）送之、沼間書状也、阿川有遣宗牧之状、不慮之儀言語道断、自愛此事也、曇花院・陽明（近衛植家）同献之云々、

t 同年三月五日条 召宗牧渡黄金、可媒介之由命之、

u 天文元年（一五三二）十二月十五日条

（東）素経柳一荷・饅頭・串柿・白壁等献之、（中略）黄金三両献之、
金の売買手続も連歌師に委託

v 天文二年（一五三三）二月二十日条

能登守護（畠山義総）有書状、黄金三兩被送之、（中略）帥（三条西公条）源氏聞書同焼了、重而書写之事所望有状、^{1532年}「天文三年閏正月二十六日条にも黄金三兩を送る記事あり」

w 天文元年十二月記紙背 十一月廿八日付木村源二郎宛周桂書状

金相場の変動が認識されている

黄金

〔黄先日申候よりも結句下候、来春者上候ハんとミナト申候、先々来春までめしをかるへく候、自然御急用之儀なと候ハ、さ様之物をしるしにて暫借之事調法可仕候、

x 天文二年二月記紙背 木村源次郎宛周桂書状

金廿九之分主付候、代いまたにて候、これも一兩日中二可進納候、

y 天文二年四月二十九日条（壬生）下総有口黄金三兩贈之、

z 同年五月十九日条 美田弾正来、理一同道、賜盃、黄金一兩携、不慮事也、

⑦『美隆公記』↓大永七年以降の銀に関する記述をピックアップ

a 大永七年（一五二七）三月晦日条

周桂書状到来、田舎衆被官人歌十首合点所望、俄遣之、銀曲一進之、不慮事也、令差盃酌了、対面、

b 享禄元年（一五二八）十月二日条

黄金（三分二朱、但一朱云々）代百疋且周桂送之、銀勾先返之也、換丁五文目、同沽却事昨日申遣之、先返送之、

c 同三日条 銀勾遣周桂、可主付之由命之了、

「百疋の手がたく」は「見とれやうい」の誤り

d 同年十一月十九日条

見昭房用脚式緡秘計（東福祠堂、質物香合銀鉤（五目キチカ）遣之、

⑧『毛利家文書』『吉川家文書』『小早川家文書』

a 毛利二二三（永禄四年一五六一）八月八日毛利元就宛足利義輝御内書

就召加相伴、为一興行、太刀一腰（貞長）・黄金（百七十兩）到来、↓京都への贈物として金が用いられている

b 毛利八五八（永禄五年一五六二）正月十二日粟屋元種宛策雲玄龍等連署書状

（石見）邇摩郡貢用三百石（尼子義久から毛利元就へ）可被申渡由、旧冬被申談候つ、

足利義輝の目

为其調、銀百七十枚到来候、

c 吉川五五〇（永禄六、七年）十月五日吉川左衛門佐宛上野量忠奉書

慶寿院殿様（足利義輝母）御服御拝領之為御札、銀子五枚御進上候、

d 小早川二六二（永禄十二年一五六九）二月十三日小早川隆景宛織田信長書状

仍御自分（隆景）之使僧、殊太刀一腰・銀子十枚贈給候、懇慮之次第難謝候、

e 吉川六四〇（元龜三年一五七二）六月十五日吉川元長宛上野信秀書状

為御官途之御札、銀子十五枚御進上之通、則令披露候、尤珍重存候、随而私江銀子（二枚）被懸御意候、致祝着候、

f 小早川三九六（天正四、五年）四月一日小早川隆景宛羽柴秀吉書状

信長へ為年頭之御札、御札并御太刀・馬（銀子四枚）則令披露候、（中略）仍私へ同代式

定着加贈るに銀子

枚廿文目被懸御意候、御懇之儀本望候、

【参考文献】

浦長瀬隆「一六世紀後半西日本における貨幣流通」(『ヒストリア』106、1985年)

同「一六世紀後半京都における貨幣流通」(『地方史研究』195、1985年)

黒田明伸「16・17世紀環シナ海経済と銭貨流通」(『歴史学研究』711、1998年)

中島圭一「西と東の永楽銭」(石井進編『中世の村と流通』吉川弘文館、1992年)

同「日本の中世貨幣と国家」(『歴史学研究』711、1998年)

村井章介『海から見た戦国日本』(ちくま新書、1997年)

盛本昌広「豊臣期における金銀遣いの浸透過程」

(『国立歴史民俗博物館研究報告』83、2000年)

g 毛利八三三 (天正六年11578) 十一月十四日粟屋元種宛小早川隆景書状

荒木(村重)所へ今度御味方御祝着之段(中略)御太刀銘物・銀子百枚、是者軽々と被
仰遣分たるべく候と聞申候、

h 石見吉川一五〇 天正八年(1580)十月二十八日井上春佳宛井上春実書状

鳥執御兵糧米銀子百枚四貫三百目之辻、從(吉川)經安御進上候哉、

i 石見吉川一四八 天正九年(1581)十月二十四日吉川經家宛山県就慶等連署覚書

一、五十人月俸十五日分之事、合四石(但かねふせ月別)、

一、黄金三枚二分二朱、一、黄金八兩、

一、銀子五百四十九文め貳分、一、銀子六百十四文め(是ハ一ヶ月分十文め利之かね)、